

恒久的なウイルス肝炎対策のために

薬害肝炎訴訟を支える会世話人 西村慎太郎

いよいよ薬害（C型）肝炎訴訟の判決を迎えます。6月16日には、最高裁で集団予防接種B型肝炎感染損害賠償事件の判決が出ます。どちらの裁判も国の医療、公衆衛生行政の過ちを問う裁判です。これらの裁判で勝訴し、国が「謝罪」し、すべての肝炎患者への救済の道筋を明らかにすることが、この裁判の目的です。

岸和田での「私はあきらめない Part II」の集いで、松本から招かれた川田龍平さんのお話の中で、HIVで民事訴訟では、国は和解を受け入れて、『おわび』したが、私たちが求めた『謝罪』はしなかった。また刑事裁判でも「無罪」や「一部無罪」となり、国や製薬企業の「罪」がうやむやとなり、このことが日本から薬害を根絶できない原因になっていると強調されていました。

川田さんのこの指摘は、厚生行政全般に言えることではないでしょうか。今回の肝炎に関する二つの裁判で、国のごまかしを再び起こさせないような取り組みが求められるところです。そのための運動、薬害肝炎訴訟では、全国原告団、全国弁護団は結成されましたが、支援者を含めた全国共闘組織はいまだに組織されていません。国に「罪」を認めさせ、その後の「恒久的な肝炎対策」を行わせるためにも支援者を含めた全国組織はどうしても必要と思います。

患者団体では昨年、難病・長期慢性疾患患者団体が組織統合し、「日本難病・疾病団



06/05/29 参議院議員会館で開催された
国会請願行動前集会

体協議会」を結成し、名実ともに患者団体のナショナルセンターとなりました。06年度の活動方針では、「医療・薬害被害の根絶」もあげられています。5月29日に行われた国会請願行動で、「薬害の根絶と被害者早期救済制度」を含めた84万6千筆余りの「難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策を求める請願」書が国会で採択されるよう242人の国会議員に託しました。

6月7日には、厚労省が「全国C型肝炎診療協議会」（仮称）を開催します。C型肝炎の診療体制強化を目的に10人のメンバーで構成され患者会にも参加を要請され、私が派遣されることになりました。

肝炎の二つの裁判で勝訴判決を得て、そして司法、行政、立法に積極的に働きかけて、恒久的な肝炎対策を行わせ、「医療・薬害被害」の根絶をめざしましょう。